

3【訪問看護・介護予防訪問看護】書類作成の手引き（新規申請）R6.4

申請書類	作成にあたっての留意点（よくある指定事項）	確認欄		
指定居宅サービス事業所・指定介護予防サービス事業所 指定申請書（別紙様式第一号（一））	<ul style="list-style-type: none"> ○池田市、箕面市、豊能町、能勢町の内、開設を予定している市町の様式を使用する。（様式は下記URLに掲載。） <ul style="list-style-type: none"> ・「（介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等向け）様式集」 →「新規指定申請時に必要な申請様式」 https://www.city.minoh.lg.jp/kouikifukusi/kaigo/kaigosinki.html ○「申請者」の名称、主たる事務所の所在地、代表者の職名、氏名及び代表者の住所は、「法人登記事項証明書」のとおりに記載する。 ○「指定を受けようとする事業所の種類」については、裏面の備考を参考に記載する。 	<input type="checkbox"/>		
法人登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ○原本を提出すること。 ○発行から3か月以内のものであること。 ○事業目的欄に、今回申請する介護保険のサービスが記載されていること。 	<input type="checkbox"/>		
訪問看護・介護予防訪問看護事業所の指定等に係る記載事項（付表第一号（三））	<ul style="list-style-type: none"> ○様式は下記URLよりダウンロード。 <ul style="list-style-type: none"> ・「（介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等向け）様式集」 →「指定等に係る記載事項（付表）」 https://www.city.minoh.lg.jp/kouikifukusi/kaigo/kaigosinki.html ○「管理者」（兼務について） <ul style="list-style-type: none"> ・当該訪問看護事業所内で他の職種と兼務がある場合は「当該訪問看護事業所で兼務する他の職種」欄に記載。（例：訪問看護師 等） ・通所介護など他サービスの事業所が併設されており、管理者等を兼務する場合は「同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務」欄に記載。（例：「名称」欄に事業所名称、「兼務する職種及び勤務時間等」欄に「管理者、9:00～18:00」 等） ○「人員に関する基準の確認に必要な事項」 <ul style="list-style-type: none"> 「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」の内容と整合するように記載。 	<input type="checkbox"/>		
運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ○以下の項目を含むこと。 <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的 ・ 指定訪問看護運営の方針 ・ 指定介護予防訪問看護運営の方針 ・ 事業の運営 ・ 事業所の名称等 ・ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ・ 営業日及び営業時間 ・ 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の内容 </td> <td style="vertical-align: top; width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の利用料等 ・ 通常の事業の実施地域 ・ 衛生管理等 ・ 緊急時等における対応方法 ・ 苦情処理 ・ 個人情報の保護 ・ 虐待防止に関する事項 ・ その他運営に関する重要事項 </td> </tr> </table> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的 ・ 指定訪問看護運営の方針 ・ 指定介護予防訪問看護運営の方針 ・ 事業の運営 ・ 事業所の名称等 ・ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ・ 営業日及び営業時間 ・ 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の内容 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の利用料等 ・ 通常の事業の実施地域 ・ 衛生管理等 ・ 緊急時等における対応方法 ・ 苦情処理 ・ 個人情報の保護 ・ 虐待防止に関する事項 ・ その他運営に関する重要事項 	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的 ・ 指定訪問看護運営の方針 ・ 指定介護予防訪問看護運営の方針 ・ 事業の運営 ・ 事業所の名称等 ・ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ・ 営業日及び営業時間 ・ 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の内容 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の利用料等 ・ 通常の事業の実施地域 ・ 衛生管理等 ・ 緊急時等における対応方法 ・ 苦情処理 ・ 個人情報の保護 ・ 虐待防止に関する事項 ・ その他運営に関する重要事項 			

3【訪問看護・介護予防訪問看護】書類作成の手引き（新規申請）R6.4

申請書類	作成にあたっての留意点（よくある指定事項）	確認欄
従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式1）	○様式は下記URLよりダウンロード。 ・「（介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等向け）様式集」 →「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」 https://www.city.minoh.lg.jp/kouikifukusi/kaigo/kaigosinki.html ○開設月からの勤務形態を記載。 ○人員基準の観点から、申請時には人員の配置を確定させること。 ○各項目の書き方 ・訪問看護と介護予防訪問看護を一体的に行う場合、「勤務形態」には、常勤であれば「A」、非常勤であれば「C」と記載すること。	<input type="checkbox"/>
訪問看護員の資格証の写し	○結婚等で名字が変わった等により、訪問看護員の氏名が申請の書類と異なる場合は、事業所の責任において同一人物であることを確認し、その旨を付記すること。	<input type="checkbox"/>
事業者との雇用関係を確認できる書類	○従業員全員について、雇用契約書や辞令等の法人との雇用関係を証明できる書類の写しを提出すること。	<input type="checkbox"/>
組織体制図	○法人名称・事業所名称を記載。 ○同一敷地内に他の事業所が併設されている場合は、当該事業所との兼務関係を記載する。 <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>株式会社〇〇サービス 代表取締役 伊藤一郎</p> <p>〇〇訪問看護ステーション 〇〇ヘルパーステーション</p> <p>管理者 山田太郎 兼務 管理者 山田太郎</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 訪問看護員 佐藤花子 鈴木次郎 高橋友子 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> サービス提供責任者 箕面優子 </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 5px;"> 訪問介護員 池田友美 豊能絵美 能勢勇太 </div> </div> ○法人代表者や役員が事業所の人員に含まれる場合は、事業所の営業時間中は当該職務に専念する旨を記載する。	<input type="checkbox"/>
管理者経歴書（参考様式1）	○様式は下記URLよりダウンロード。 ・「（介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等向け）様式集」 https://www.city.minoh.lg.jp/kouikifukusi/kaigo/kaigosinki.html ○医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験のある者か。	<input type="checkbox"/>

3【訪問看護・介護予防訪問看護】書類作成の手引き（新規申請）R6.4

申請書類	作成にあたっての留意点（よくある指定事項）	確認欄																
管理者の資格証の写し	<p>○結婚等で名字が変わった等により、管理者（保健師又は看護師）の氏名が申請の書類と異なる場合は、事業所の責任において同一人物であることを確認し、その旨を付記すること。</p>	<input type="checkbox"/>																
平面図 （標準様式3）	<p>○事業所名称を記載すること。</p> <p>○テナントビル等の一室で営業する場合は、建物外から事業所までの動線がわかる図面を準備すること。</p> <p>○写真を撮影した方向を矢印にて記載し、写真と対応した番号をつけること。（例：①→）</p> <p>○同一敷地内で他のサービス（居宅介護支援、通所介護等）を行う場合、事業ごとに専用スペースを設ける必要があるが、平図面にどの部屋・机がどの事業のものであるか明記すること。</p>	<input type="checkbox"/>																
写真	<p>○カラー写真とすること。</p> <p>○写真に番号及びタイトル（各専用区画の名称）をつけること。 （例：①外観、②事業所入口、③事務スペース…）</p> <p>○ご準備いただきたい写真は以下の通り</p> <table border="1" data-bbox="424 837 1374 1910"> <tbody> <tr> <td data-bbox="424 837 660 882">外観</td> <td data-bbox="660 837 1374 882">事業所が入居している建物の全景を写すこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 882 660 927">事業所入口</td> <td data-bbox="660 882 1374 927">看板等を設置し、事業所であることを明示すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 927 660 1182">事務スペース</td> <td data-bbox="660 927 1374 1182"> 運営が開始できる状況とすること。 ・職員用デスク、PC、TEL、FAX、プリンター、鍵付き書庫等が設置されているか。 ・鍵付き書庫は鍵を差し込んだ状態で撮影すること。 ※PCや鍵付き書庫等、利用者の個人情報扱う機器については、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を参考に設置してください。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 1182 1374 1294"> （参考リンク） 【個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）】 https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_tsusoku/ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1294 660 1487">手指洗浄スペース</td> <td data-bbox="660 1294 1374 1487"> 運用できる状況であるか。 ・液体石鹸、消毒液、ペーパータオル等を設置しているか。 ・給湯室やトイレに付属する手洗い（タンクのほか、トイレ室内の手洗い）とは別に独立した手指洗浄スペースが確保されているか。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1487 660 1644">相談スペース</td> <td data-bbox="660 1487 1374 1644"> 利用者が相談できる状況であるか。 ・個室が望ましい。それによりがたい場合は、パーティションで事務スペース等と区切るなど、相談者のプライバシーに配慮された運用が可能となっていることが必要。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1644 660 1722">衛生材料の保管場所</td> <td data-bbox="660 1644 1374 1722">使い捨て手袋、マスク等衛生材料が清潔な区画で保管されているか。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1722 660 1910">医療廃棄物の保管場所（使用済みの医療材料を事業所に持ち込む場合）</td> <td data-bbox="660 1722 1374 1910"> 感染症予防対策が講じられているか。 ・容器は密閉できる蓋付きのものが望ましい。 ・衛生材料の保管場所の近くに設置されていないか。 ※医療廃棄物を事業所に持ち込まない場合は、処理を行う場所等について、写真の余白に明記してください。 </td> </tr> </tbody> </table>	外観	事業所が入居している建物の全景を写すこと。	事業所入口	看板等を設置し、事業所であることを明示すること。	事務スペース	運営が開始できる状況とすること。 ・職員用デスク、PC、TEL、FAX、プリンター、鍵付き書庫等が設置されているか。 ・鍵付き書庫は鍵を差し込んだ状態で撮影すること。 ※PCや鍵付き書庫等、利用者の個人情報扱う機器については、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を参考に設置してください。	（参考リンク） 【個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）】 https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_tsusoku/		手指洗浄スペース	運用できる状況であるか。 ・液体石鹸、消毒液、ペーパータオル等を設置しているか。 ・給湯室やトイレに付属する手洗い（タンクのほか、トイレ室内の手洗い）とは別に独立した手指洗浄スペースが確保されているか。	相談スペース	利用者が相談できる状況であるか。 ・個室が望ましい。それによりがたい場合は、パーティションで事務スペース等と区切るなど、相談者のプライバシーに配慮された運用が可能となっていることが必要。	衛生材料の保管場所	使い捨て手袋、マスク等衛生材料が清潔な区画で保管されているか。	医療廃棄物の保管場所（使用済みの医療材料を事業所に持ち込む場合）	感染症予防対策が講じられているか。 ・容器は密閉できる蓋付きのものが望ましい。 ・衛生材料の保管場所の近くに設置されていないか。 ※医療廃棄物を事業所に持ち込まない場合は、処理を行う場所等について、写真の余白に明記してください。	<input type="checkbox"/>
外観	事業所が入居している建物の全景を写すこと。																	
事業所入口	看板等を設置し、事業所であることを明示すること。																	
事務スペース	運営が開始できる状況とすること。 ・職員用デスク、PC、TEL、FAX、プリンター、鍵付き書庫等が設置されているか。 ・鍵付き書庫は鍵を差し込んだ状態で撮影すること。 ※PCや鍵付き書庫等、利用者の個人情報扱う機器については、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を参考に設置してください。																	
（参考リンク） 【個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）】 https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_tsusoku/																		
手指洗浄スペース	運用できる状況であるか。 ・液体石鹸、消毒液、ペーパータオル等を設置しているか。 ・給湯室やトイレに付属する手洗い（タンクのほか、トイレ室内の手洗い）とは別に独立した手指洗浄スペースが確保されているか。																	
相談スペース	利用者が相談できる状況であるか。 ・個室が望ましい。それによりがたい場合は、パーティションで事務スペース等と区切るなど、相談者のプライバシーに配慮された運用が可能となっていることが必要。																	
衛生材料の保管場所	使い捨て手袋、マスク等衛生材料が清潔な区画で保管されているか。																	
医療廃棄物の保管場所（使用済みの医療材料を事業所に持ち込む場合）	感染症予防対策が講じられているか。 ・容器は密閉できる蓋付きのものが望ましい。 ・衛生材料の保管場所の近くに設置されていないか。 ※医療廃棄物を事業所に持ち込まない場合は、処理を行う場所等について、写真の余白に明記してください。																	
案内図	<p>○事業所名、事業所住所を記載すること。</p> <p>○周辺の地図を用いて、事業所の位置を明示すること。</p> <p>○最寄りの公共交通機関から事業所まで徒歩ルートを示すこと。</p>	<input type="checkbox"/>																

3【訪問看護・介護予防訪問看護】書類作成の手引き（新規申請）R6.4

申請書類	作成にあたっての留意点（よくある指定事項）	確認欄
賃貸借契約書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ○「訪問看護」が使用目的に含まれているか。 ○住居用としての契約は不可。 ○法人所有物件で開設する場合は、建物登記簿（写しでも可）を提出すること。 	<input type="checkbox"/>
利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（標準様式5）	<ul style="list-style-type: none"> ○様式は下記URLよりダウンロード。 <ul style="list-style-type: none"> ・「（介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等向け）様式集」 https://www.city.minoh.lg.jp/kouikifukusi/kaigo/kaigosinki.html ○訪問看護・介護予防訪問看護事業所の指定等に係る記載事項（付表第一号（三））で記載した事業所情報を記載すること。 	<input type="checkbox"/>
損害賠償発生時に対応しうることを証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ○損害賠償保険の保険証券（未発行の場合は、申込書及び領収書でも可。） ○補償対象期間に指定日が含まれているか。 ○「訪問看護」が補償対象に含まれているか。 	<input type="checkbox"/>
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ○様式は下記URLよりダウンロード。 <ul style="list-style-type: none"> ・「（介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等向け）様式集」 →「加算の届出時に必要な届出様式等」 https://www.city.minoh.lg.jp/kouikifukusi/kaigo/kaigosinki.html ○「異動年月日」には指定予定日を記載すること。 ○取得する加算に応じて別途必要な書類を合わせて提出すること。 	<input type="checkbox"/>
誓約書 （標準様式6）	<ul style="list-style-type: none"> ○様式は下記URLよりダウンロード。 <ul style="list-style-type: none"> ・「（介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等向け）様式集」 https://www.city.minoh.lg.jp/kouikifukusi/kaigo/kaigosinki.html ○指定申請書の「申請者」と同じ内容を記載。 ○「別紙①：居宅サービス事業所向け」（介護予防サービス事業を行う場合、「別紙⑤：介護予防サービス事業所向け」）に「○」を記入し、別紙①（別紙⑤）とともに提出。 	<input type="checkbox"/>